

令和3年3月25日  
告示第64号

## 御船町空き家活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の有効活用を通して、移住定住を促進することで人口の増加及び地域の活性化を図るため、御船町空き家・空き地バンク実施要綱（平成30年告示第89号）第5条に規定する空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）へ登録することを目的に空き家等の所有者に対し、相続登記及び家財等撤去に係る一部の費用に対し、予算の範囲内で御船町空き家活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家・空き地バンクに登録を行う物件をいう。
- (2) 申請者 物件を所有している者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在する一戸建て住宅
- (2) 1年以上居住その他の使用がなされていないもの
- (3) 個人が所有しているもの
- (4) 現に登録されているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者（相続により空き家の所有者となる者を含む。）

- (2) 空き家・空き地バンク登録が目的で相続登記する者
- (3) 市区町村民税等を滞納していない者
- (4) 他の補助金又は交付金を活用して相続登記及び家財等撤去を行っていない者
- (5) 同一の空き家及び同一の世帯で、この補助金の交付を受けていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者
- (7) 法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係でない者(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象事業は、当該交付決定があった日の属する年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御船町空き家活用支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の登記事項証明書又は名寄帳証明書の写し
- (2) 申請者が相続人であることを証する資料
- (3) 補助対象経費の額がわかる見積書
- (4) 同意書(様式第2号)
- (5) 空き家の位置図及び空き家の様子のわかる写真
- (6) 未納なし証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、御船町空き家活用支援補助金交付決定通知書(様式第3号)又は御船町空き家活用支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定するときは、物件を空き家・空き地バンクに登録することその他の条件を付することができる。

(補助対象事業の遂行)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容に従い、適切に補助対象事業を行わなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業及び空き家・空き地バンクへの登録が完了した後、速やかに御船町空き家活用支援補助金事業完了実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の登記事項証明書の写し

(2) 家財等の処理が適正に行われたことを証する書類及び写真

(3) 空き家の様子がわかる写真

(4) 補助対象経費に係る領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、御船町空き家活用支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付確定通知を受けた後に、御船町空き家活用支援補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、御船町空き家活用支援補助金交付取消し通知書（様式第8号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1	空き家に係る相続登記の申請手続（補助対象者が当該空き家の所有者として登記されている場合に限る。）	<p>空き家の相続登記の申請手続に要する費用であつて、次に掲げるもの</p> <p>（1） 戸籍等の書類取り寄せの費用</p> <p>（2） 登記事項証明書取得費用、登録免許税</p> <p>（3） 司法書士等への報酬</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、相続協議書作成に係る諸経費</p> <p>（5） その他町長が必要と認める費用</p>	<p>補助対象経費の額の2分の1に相当する額とし、5万円を限度とする。</p>
2	空き家の家財等の撤去	<p>空き家の家財等の撤去に要する費用（撤去した家財等の処分に要する費用を含む。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>（1） 一般廃棄物の収集及び運搬の委託料</p> <p>（2） 一般廃棄物の処分に係る費用</p> <p>（3） その他町長が認める費用</p>	<p>補助対象経費の額（家財等の一部を売却して収益があつた場合は、当該収益に相当する額を控除した額）の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。</p>